

令和 7 年度 水 質 検 査 計 画



(備前市坂根浄水場)

備 前 市 水 道 事 業

目 次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	1
(1) 給水状況	
(2) 浄水施設の概要	
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況	1
(1) 原水の状況	
(2) 水道水の状況	
4. 定期的な水質検査の項目、採水地点及び頻度	2
(1) 毎日検査（3 項目）	
(2) 水質基準項目（51 項目）	
(3) 水質管理目標設定項目（27 項目）	
(4) クリプトスポリジウム関連項目（4 項目）	
5. 臨時の水質検査	3
6. 水質検査方法	3
(1) 水質検査	
(2) 水質検査における試料の採取及び運搬方法	
7. 水質検査の精度と信頼性保証	3
8. 関係者との連携	3
9. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	3
10. 用語の説明	4
別紙 1 検査地点概要図	5
別紙 2～3 水質検査結果	9
別紙 4 給水栓における水質検査頻度の検討	11
別紙 5 給水栓における年間検査回数	12
別紙 6 水質管理目標設定項目およびその他の項目の結果	13
別紙 7 水質管理目標設定項目およびその他の項目の年間検査回数	14

水質検査計画とは

水質検査は、水道水の安全を確保するために不可欠なものであり水質管理を行う上で重要なものです。

水質検査計画は、安全かつ清浄な水道水の供給を実施していくため、水質検査をどの地点で、どのような検査項目を、どのような回数実施するのかについて定めたもので、年度の始まる前に策定することが法令（水道法施行規則）により定められています。

1. 基本方針

(1) 検査地点

水道法で検査が義務付けられている市内の蛇口（給水栓）に加え、浄水場の入口・出口及び水源とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

(3) 検査頻度

水源の種類及び各検査項目のこれまでの検出結果などを考慮して定めます。

(4) 検査実施機関

岡山県広域水道企業団

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

表 1 備前市水道事業の給水状況（令和 5 年度）

給 水 区 域	備 前 市 内	給 水 量	
給 水 人 口	30,863 人	年 間 給 水 量	5,466,487 m ³
普 及 率	100%	1 日最大給水量	17,913 m ³
給 水 戸 数	15,209 戸	1 日平均給水量	14,935 m ³

(2) 浄水施設の概要

表 2 備前市の浄水場（令和 6 年度）

水 系	吉井川水系	金剛川水系	八塔寺川水系
浄 水 場 名	坂根浄水場	吉永浄水場	三国東部浄水場
所 在 地	坂根 331-1	吉永町吉永中 626-1	吉永町加賀美 412-1
水 源	地下水 吉井川伏流水	地下水	八塔寺川表流水
浄水処理方式	紫外線処理 塩素処理	紫外線処理 エアレーション処理 塩素処理	膜ろ過処理 塩素処理
施 設 能 力	19,400 m ³ /日	2,200 m ³ /日	50 m ³ /日
主な給水地区	備前・日生地区	吉永・神根地区	三国地区

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) 原水の状況

備前市の水道水は、地下水及び吉井川伏流水と八塔寺川表流水を水源としています。

各浄水場では、水質管理上留意すべき項目について定期的な検査を行うとともに、水質状況に応じた適切な浄水処理を行っており、水道水の安全を確保しています。

(2) 水道水の状況

蛇口（給水栓）での水道水の水質状況については、法令に基づき市内各所で毎日検査を行うことで、安全性を確認しています。

各浄水場における原水の特徴及び水質管理上注意しなければならない項目は表 3 のとおりです。

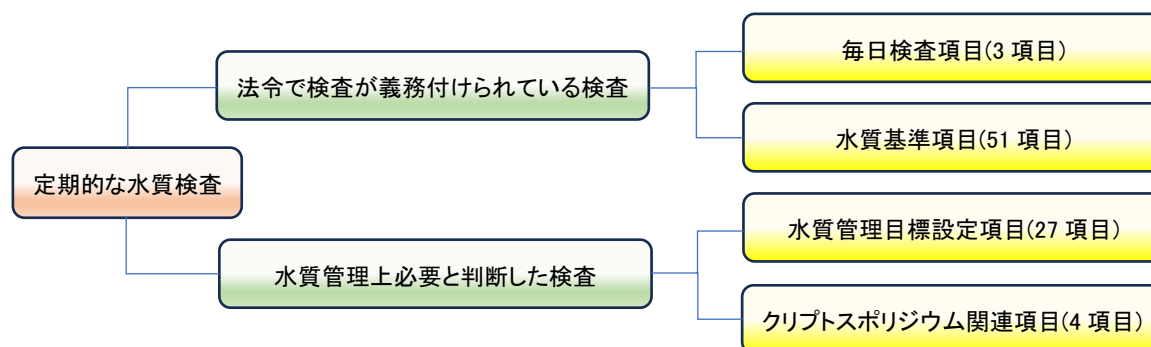
表 3 原水の状況と留意すべき水質項目

浄水場名	坂根浄水場	吉永浄水場	三国東部浄水場
水源	地下水 吉井川伏流水	地下水	八塔寺川表流水
原水の特徴	水質が安定	水質が安定	水質の変動が大きい 降雨等による濁水発生
水質管理上の留意点	指標菌	遊離炭酸、指標菌	高濁度、臭気、指標菌
「クリプト対策指針」 に基づくリスクレベル	レベル 3	レベル 3	レベル 4

※指標菌：クリプトスポリジウム等の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）

4. 定期的な水質検査の項目、採水地点及び頻度

備前市が行う定期的な水質検査の項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。また、定期的な水質検査の地点は水道法で義務付けられている市内の蛇口（給水栓）に加え浄水場の入口・出口及び水源とします。



(1) 毎日検査（3項目）

蛇口（給水栓）で毎日（1日1回以上）行うことが法令で義務付けられている項目です。
備前市では、色、濁り、消毒の残留効果について、市内10地点で毎日検査を行います。

(2) 水質基準項目（51項目）

基準値以下で給水することが法令で義務付けられている項目です。
備前市では、別紙5のとおり検査します。

(3) 水質管理目標設定項目（27項目）

将来にわたり水道水の安全性を確保するため、水道水質管理上で留意すべき項目です。
備前市では、別紙7のとおり検査します。

(4) クリプトスポリジウム関連項目（4項目）

次亜塩素酸ナトリウムによる塩素消毒に対して耐性のある病原微生物及び指標となる微生物について、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づき検査する項目です。
備前市では、別紙7のとおり検査します。

5. 臨時の水質検査

次に挙げる状況が発生し、水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ・ 定期検査で異常が見つかった場合
- ・ 油流出等の水質汚濁事故が発生した場合
- ・ 魚等の死骸が多数浮上した場合
- ・ 消化器系の感染症が取水口の上流や給水区域で流行している場合
- ・ 水道施設が著しく汚染されるおそれがある場合
- ・ その他必要があると認められる場合

6. 水質検査方法

(1) 水質検査

岡山県広域水道企業団と共同検査、委託検査を実施します。

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」）に準じて岡山県広域水道企業団が行います。

(2) 水質検査における試料の採取及び運搬方法

検査においての試料の採取及び運搬については、岡山県広域水道企業団又は備前市職員で採取を実施し、岡山県広域水道企業団の水質試験室へ運搬します。

なお、備前市職員により試料を採取することから、岡山県広域水道企業団が実施している採水講習会への参加や個別相談等により、指導を受けています。

7. 水質検査の精度と信頼性保証

岡山県広域水道企業団は、内部精度管理の実施や厚生労働省等が行う外部精度管理に参加しており、それら精度管理の実施状況、水質検査の結果の根拠となる書類や資料の提供を受けたり閲覧したりすることにより、信頼性の確認を行います。

また、水質基準項目に関する品質管理の認証（水道G L P等の取得やこれに類する取組の状況）に関する書類を確認するとともに、検査施設への立入検査等、水質検査機関に対して水質検査の業務の確認に関する調査を実施し、水質検査機関の技術能力の把握に努めます。

8. 関係者との連携

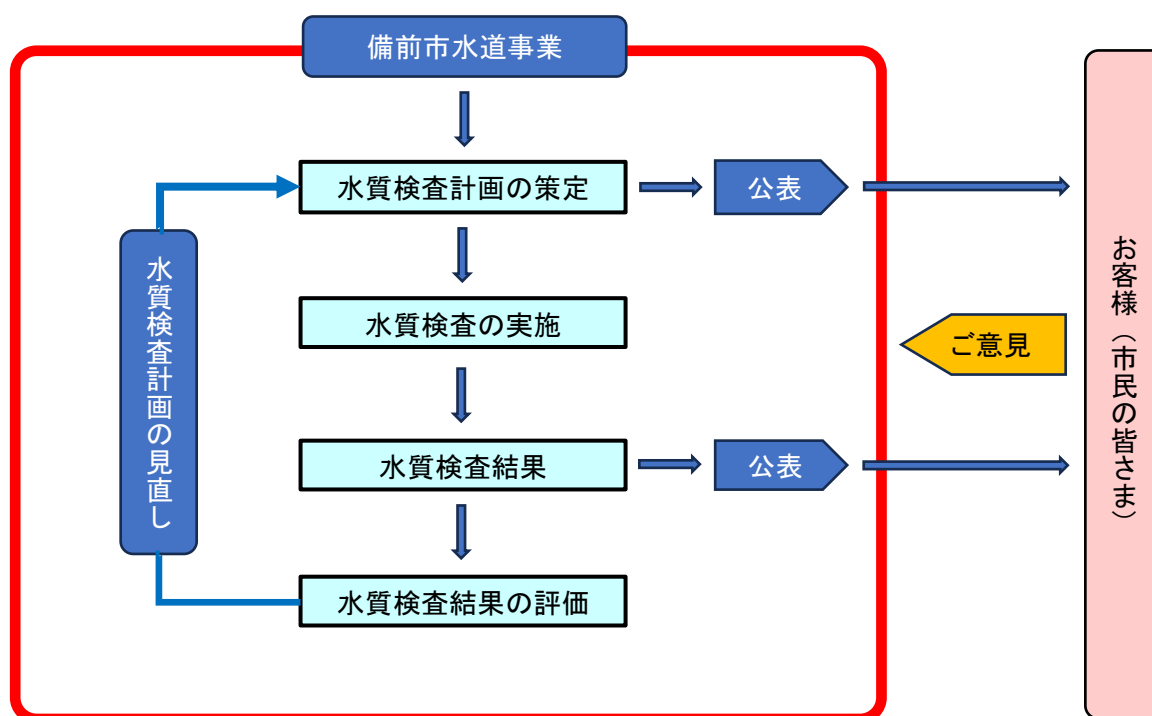
岡山県保健医療部生活衛生課水道班及び備前保健所との関係を密にして、河川水質事故等の情報を収集していきます。また、岡山県三川水質汚濁防止連絡協議会（事務局 国土交通省岡山河川事務所）、日本水道協会岡山県支部（事務局 岡山市水道局）等を通じて河川流域の水質情報を収集し、流域自治体との連携を深め、水質の状況の把握を行います。

9. 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果は、より効率的・合理的な水質管理を行うために過去の水質検査結果の評価や市民の皆さまのご意見などをもとに総合的に見直しを行います。

また、策定した水質検査計画は備前市上下水道課のホームページで公表します。

【水質検査計画のイメージ】



【ご意見の提出方法】

記入項目を記載のうえ、下記の方法によりご提出ください。

記入項目	氏名・住所・件名・ご意見	
提出方法	E-mail	bzsuidou@city.bizen.lg.jp
	FAX	0869-64-1850

10. 用語の説明

【エアレーション処理】：水と空気とを効率よく接触させ、水中に含まれる物質の酸化促進、遊離炭酸等の低減除去を行う処理方法です。

【クリプトスポリジウム等】：クリプトスポリジウム及びジアルジアのことで、孢子虫類に属する原生動物（原虫）であり、人や家畜に感染する耐塩素性病原生物です。経口摂取されると、主に腸管に感染して下痢や腹痛を発症します。

【指標菌】：大腸菌（E.coli）及び嫌気性芽胞菌のことで原水の糞便による汚染の指標として有効です。

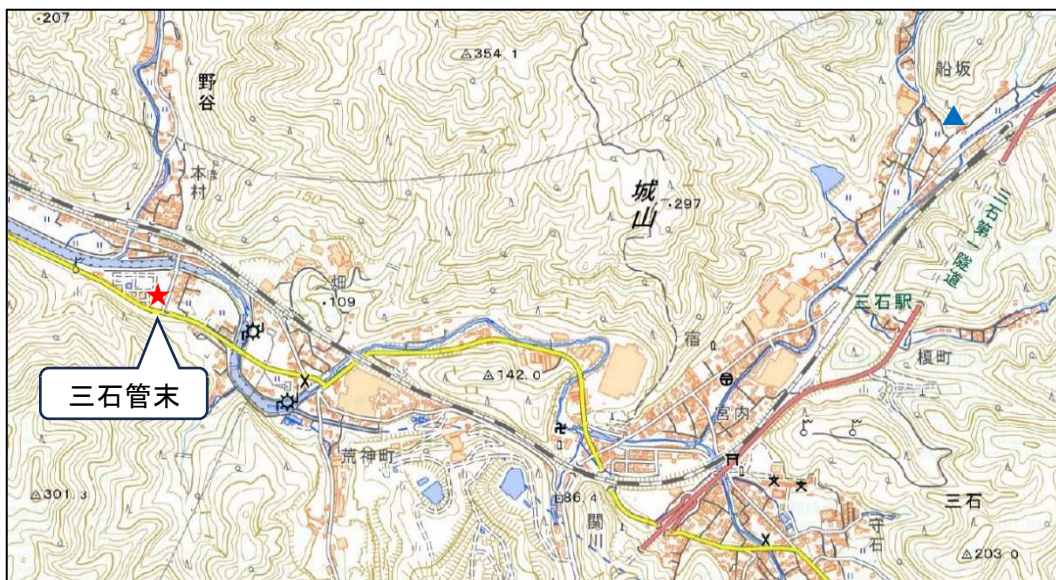
【紫外線処理】：紫外線をクリプトスポリジウム等に照射することで不活化する処理方法です。

【膜ろ過処理】：セラミック膜をろ材として、原水中の懸濁物質やクリプトスポリジウム等の不溶性物質を分離除去して清澄なる過水を得る処理方法です。

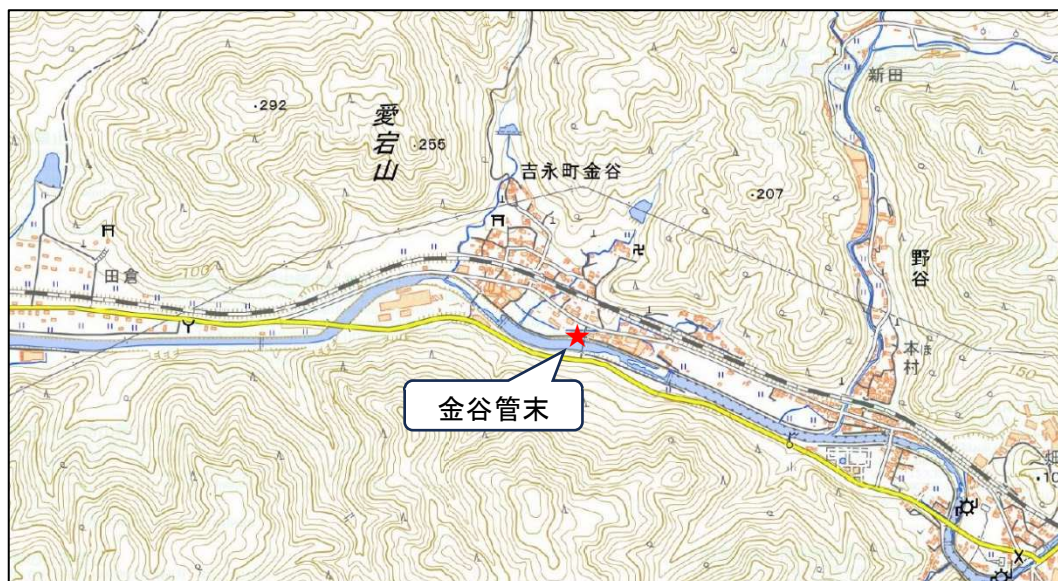
▲：連続自動測定（5）、★：給水栓（5）



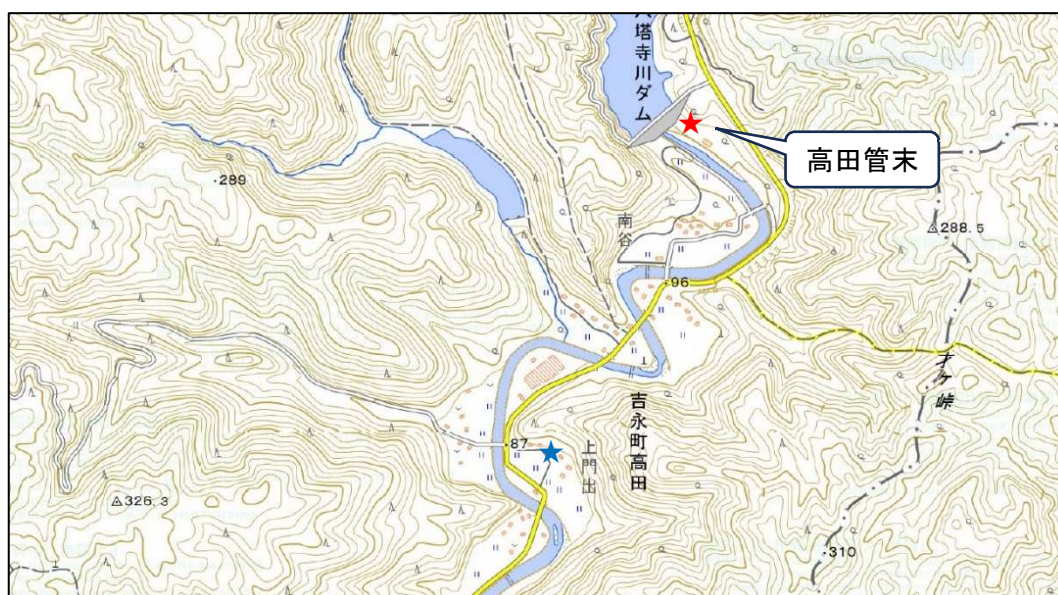
備前市検査地点概要図（令和7年度）



備前市検査地点概要図（令和 7 年度）



備前市検査地点概要図（令和 7 年度）



【検査地点の一覧】

	原水	浄水場	給水栓
毎月検査	坂根浄水場 ・長船取水井 ・坂根 1～6・7 号取水井 吉永浄水場 ・吉永取水井	坂根浄水場出口	閑谷、佐山、三石 寒河、金谷、高田 三国東部管末
毎日検査	連続自動測定 坂根浄水場出口 閑谷、舟坂 東奥、紅葉会館	給水栓 坂根（旧ニツ塚系管末） 閑谷学校、東鶴山公民館 高田、三国東部	

別紙2 水質基準項目の結果

No.	定期検査項目	基準値 (mg/L)	備前・日生地区					吉永地区		三国地区
			坂根浄水場 (浄水場出口)	関谷 (給水栓)	三石 (給水栓)	寒河 (給水栓)	佐山 (給水栓)	高田 (給水栓)	金谷 (給水栓)	
1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	2.2	2.2	0.6
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.12	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	0.02	<0.02
14	四塩化砒素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1, 4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	0.10	0.09	0.12
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.004	0.002	0.030
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1	<0.001	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	<0.001
26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1	<0.001	0.006	0.007	0.006	0.004	0.011	0.008	0.036
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.009
29	ブロモジクロロメタン	0.03	<0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.003	0.006
30	ブロモホルム	0.09	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	1.0	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
36	ナトリウム及びその化合物	200	8.1	8.2	8.0	8.0	8.0	7.6	7.5	7.6
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200	6.5	7.0	6.9	6.8	6.8	5.9	5.8	13.9
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	36	40	38	38	37	47	46	14
40	蒸気残留物	500	83	91	87	88	84	108	107	69
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物(全有機炭酸(TOC)の量)	3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	1.0
47	pH値	5.8~8.6	6.7	7.0	6.9	6.9	6.9	7.3	7.2	7.5
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

別紙3 水質検査結果 最大値(過去3年間)

No.	定期検査項目	基準値 (mg/L)	備前・日生地区					吉永地区		三国地区		全地区 最高値
			坂根浄水場 (浄水場出口)	関谷 (給水栓)	三石 (給水栓)	寒河 (給水栓)	佐山 (給水栓)	高田 (給水栓)	金谷 (給水栓)	三国東部 (給水栓)		
1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	2	0	1	6		6	
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	2.6	0.8	2.6	2.6	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.12	0.11	0.11	0.14	0.10	0.10	0.10	<0.08	0.14	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	0.02	0.02	<0.02	0.02	
14	四塩化砒素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
15	1, 4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
21	塩素酸	0.6	0.06	0.12	0.06	0.06	0.06	0.19	0.17	0.19	0.19	
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23	クロロホルム	0.06	<0.001	0.003	0.001	0.001	0.001	0.005	0.002	0.051	0.051	
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.011	0.011	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001	0.008	0.006	0.003	0.006	0.004	0.003	0.001	0.008	
26	臭素酸	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
27	総トリハロメタン	0.1	0.001	0.017	0.013	0.007	0.013	0.015	0.008	0.058	0.058	
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.012	0.012	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	<0.001	0.005	0.004	0.002	0.004	0.005	0.003	0.007	0.007	
30	ブロモホルム	0.09	<0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	<0.001	<0.001	0.002	
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.10	0.10	
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	
35	銅及びその化合物	1.0	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	8.8	9.0	8.9	9.0	8.8	7.7	7.6	7.9	9.0	
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
38	塩化物イオン	200	10	10.3	10.2	9.7	9.7	11.9	11.8	15.6	15.6	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	41	42	42	41	40	47	46	20	47	
40	蒸発残留物	500	89	91	87	91	86	108	107	69	108	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
45	フェノール類	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物(全有機炭酸(TOC)の量)	3	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5	2.0	2.0	
47	pH値	5.8～8.6	7.2	7.4	7.1	7.0	7.0	7.5	7.3	7.8	7.8	
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	1.4	1.4	
51	濁度	2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	0.1	

別紙4 給水栓における水質検査頻度の検討

分類	No.	定期検査項目	省略の可否	法令に基づく検査頻度	実施検査頻度			検査頻度設定理由
					坂根浄水場	吉永浄水場	三国東部浄水場	
健康に関する項目	病原生物の指標	1 一般細菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
		2 大腸菌	×	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
	重金属	3 カドミウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		4 水銀及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		5 セレン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		6 鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		7 ヒ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		8 六価クロム化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
	無機物質	9 亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/年	※1、※3
		12 フッ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		13 ホウ素及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
	一般有機化学物質	14 四塩化炭素	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		15 1, 4-ジオキサン	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		17 ジクロロメタン	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		18 テトラクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		19 トリクロロエチレン	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		20 ベンゼン	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
	消毒副生成物	21 塩素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		22 クロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		23 クロロホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		24 ジクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		25 ジブromクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		26 臭素酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		27 総トリハロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		28 トリクロロ酢酸	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		29 ブロモジクロロメタン	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		30 ブロモホルム	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		31 ホルムアルデヒド	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
生活上支障関連項目	色	32 亜鉛及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		33 アルミニウム及びその化合物	×	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月	省略不可項目
		34 鉄及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		35 銅及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
	色	37 マンガン及びその化合物	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
	味覚	38 塩化物イオン	×	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
		40 蒸発残留物	○	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/年	※1、※3
	発泡	41 陰イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
	臭い	42 ジェオスミン	○	1回/月	1回/月	1回/年	1回/年	※2
		43 2-メチルイソボルネオール	○	1回/月	1回/月	1回/年	1回/年	※2
	発泡	44 非イオン界面活性剤	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
	臭い	45 フェノール類	○	1回/3月	1回/3月	1回/年	1回/年	※1、※3
	味覚	46 有機物(全有機炭酸(TOC)の量)	×	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
	基礎的性状	47 pH値	×	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
		48 味	×	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
		49 臭気	×	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
		50 色度	×	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目
		51 濁度	×	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	省略不可項目

※1 過去3年間に於ける検査結果が水質基準値の1/5以下であるときは、検査回数を1年に1回とすることができます。

水質基準値の1/10以下の場合、3年に1回とすることができます。

※2 水源に於ける当該事項を産生する藻類の発生が少なく、検査の必要がないことが明らかな期間を除いて1箇月に1回以上検査をする必要があります。

※3 坂根浄水場は令和6年1月に浄水処理の変更を行ったため、法令で定められている頻度で検査を行う必要があります。

別紙5 水質基準項目の年間検査回数

No.	定期検査項目	年間の検査回数					
		坂根浄水場		吉永浄水場		三国東部浄水場	
		原 水	浄 水	原 水	浄 水	原 水	浄 水
1	一般細菌	12	12	12	12	1	12
2	大腸菌	12	12	12	12	1	12
3	カドミウム及びその化合物	1	4	1	1	1	1
4	水銀及びその化合物	1	4	1	1	1	1
5	セレン及びその化合物	1	4	1	1	1	1
6	鉛及びその化合物	1	4	1	1	1	1
7	ヒ素及びその化合物	1	4	1	1	1	1
8	六価クロム化合物	1	4	1	1	1	1
9	亜硝酸態窒素	1	4	1	1	1	1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1	4	1	4	1	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	4	1	4	1	1
12	フッ素及びその化合物	1	4	1	1	1	1
13	ホウ素及びその化合物	1	4	1	1	1	1
14	四塩化炭素	1	4	1	1	1	1
15	1, 4-ジオキサン	1	4	1	1	1	1
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	1	4	1	1	1	1
17	ジクロロメタン	1	4	1	1	1	1
18	テトラクロロエチレン	1	4	1	1	1	1
19	トリクロロエチレン	1	4	1	1	1	1
20	ベンゼン	1	4	1	1	1	1
21	塩素酸		4		4		4
22	クロロ酢酸		4		4		4
23	クロロホルム		4		4		4
24	ジクロロ酢酸		4		4		4
25	ジブロモクロロメタン		4		4		4
26	臭素酸		4		4		4
27	総トリハロメタン		4		4		4
28	トリクロロ酢酸		4		4		4
29	ブロモジクロロメタン		4		4		4
30	ブロモホルム		4		4		4
31	ホルムアルデヒド		4		4		4
32	亜鉛及びその化合物	1	4	1	1	1	1
33	アルミニウム及びその化合物	1	4	1	4	1	4
34	鉄及びその化合物	1	4	1	1	1	1
35	銅及びその化合物	1	4	1	1	1	1
36	ナトリウム及びその化合物	1	4	1	1	1	1
37	マンガン及びその化合物	1	4	1	1	1	1
38	塩化物イオン	12	12	12	12	1	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1	4	1	1	1	1
40	蒸発残留物	1	4	1	4	1	1
41	陰イオン界面活性剤	1	4	1	1	1	1
42	ジェオスミン	1	4	1	1	1	1
43	2-メチルイソボルネオール	1	4	1	1	1	1
44	非イオン界面活性剤	1	4	1	1	1	1
45	フェノール類	1	4	1	1	1	1
46	有機物(全有機炭酸(TOC)の量)	12	12	12	12	1	12
47	pH値	12	12	12	12	1	12
48	味		12		12		12
49	臭気	12	12	12	12	1	12
50	色度	12	12	12	12	1	12
51	濁度	12	12	12	12	1	12

※1 坂根浄水場は令和6年1月に浄水処理の変更を行ったため、法令で定められている頻度で検査を行います。

※2 表流水を原水にもつ浄水場では、ポリ塩化アルミニウムによる凝集処理を行っているため、監視を強化しています。

水質管理目標設定項目

分類	No.	検査項目	目標値	坂根浄水場				吉永浄水場				三国東部浄水場	
				原水		給水栓		原水		給水栓		原水	
				R6.8.13	R6.8.13	R6.8.13	R6.10.22	R6.7.23	R6.7.23	R6.7.23	R6.10.22	R6.7.23	R6.7.23
無機物・重金属	1	アンチモン及其化合物	0.02mg/L以下	<0.002				<0.002				<0.002	R6.10.22
	2	ウラン及其化合物	0.002mg/L以下(暫定)	<0.0002				<0.0002				<0.0002	
	3	ニッケル及其化合物	0.02mg/L以下	<0.001				<0.001				<0.001	
	4	削除	削除										
一般有機化学物質	5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	<0.0004				<0.0004				<0.0004	
	6	削除	削除										
	7	削除	削除										
	8	トルエン	0.4mg/L以下	<0.02				<0.02				<0.02	
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	<0.008				<0.008				<0.008	
	29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	<0.002				<0.002				<0.002	
	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)			0.000005				0.000011	0.000008		<0.000005
	10	亜塩素酸	0.6mg/L以下										
消毒副生成物	11	削除	削除										
	12	二酸化塩素	0.6mg/L以下										
	13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	<0.001				<0.001					
	14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	<0.002				<0.002				0.001	
農薬	15	農薬類(注)	1以下	<1		<1		<1				<1	
	16	残留塩素	1mg/L以下	0.3	0.2							0.4	0.3
臭気	20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	<0.03				<0.03				<0.03	
	21	メチルセブチルエーテル	0.02mg/L以下	<0.002				<0.002				<0.002	
	23	臭気強度(TON)	3以下	<3				<3				<3	
味	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上、100mg/L以下	33				44	47	14		15	14
	19	遊離炭酸	20mg/L以下		7.6				2				1
	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	0.7	0.4			0.6	0.5			8.7	2
	24	蒸発残留物	30mg/L以上、200mg/L以下	74	85				108	90			69
着色	18	マンガン及其化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001			<0.001	<0.001			0.005	<0.001
	30	アルミニウム及其化合物	0.1mg/L以下	<0.1	<0.1			<0.1	<0.1			0.02	0.04
基礎的性状	25	濁度	1度以下	<0.1	<0.1			<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2	<0.1
	26	pH値	7.5程度	6.7	6.8			6.3	7.3	7.5	7.2	7.6	7.5
腐食	27	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0		-1.9				-1.4				-2.4
	28	従属栄養細菌	2,000以下(暫定)	1					<1			<1	

農 業

検査項目	目標値	坂根浄水場				吉永浄水場				三国東部浄水場	
		(原水)		(浄水)		(原水)		(浄水)		(原水)	
		R5.6.20	R5.8.22	R5.6.20	R5.8.22	R5.6.20	R5.8.22	R5.6.20	R5.8.22	R5.6.20	R5.8.22
イプフェンカルバゾン	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
エトフェンプロックス	0.08mg/L以下		<0.0008		<0.0008		<0.0008		<0.0008		<0.0008
クロルピリホス	0.003mg/L以下	<0.0003		<0.0003							
クロロタロニル(TPN)	0.05mg/L以下	<0.0005		<0.0005							
シハロホップチル	0.006mg/L以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006		<0.0006		<0.0006		<0.0006
ジメタメトリン	0.02mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
テフリルトリオン	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
ピラジリネート(ピラジレート)	0.02mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		<0.0002		<0.0002		<0.0002
ピロキロン	0.05mg/L以下		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005		<0.0005
フェニトロチオン(MEP)	0.01mg/L以下	<0.0001		<0.0001			<0.0001		<0.0001		<0.0001
ベノミル	0.02mg/L以下	<0.0002		<0.0002			<0.0002		<0.0002		<0.0002
メタラキシル	0.2mg/L以下	<0.002		<0.002			<0.002		<0.002		<0.002

別紙7 水質管理目標設定項目およびその他の項目の年間検査回数

水質管理目標設定項目

No.	検 査 項 目	検 査 項 目	検査回数(回/年)											
			坂根浄水場				吉永浄水場				三国東部浄水場			
			原	水	給	水	原	水	給	水	原	水	給	水
1	アンチモン及びその化合物		1				1				1			
2	ウラン及びその化合物		1				1				1			
3	ニッケル及びその化合物		1				1				1			
4	削除													
5	1,2-ジクロロエタン		1				1				1			
6	削除													
7	削除													
8	トルエン		1				1				1			
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)		1				1				1			
29	1,1-ジクロロエチレン		1				1				1			
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)		1		4		1		4		1		4	
10	亜塩素酸													
11	削除													
12	二酸化塩素													
13	ジクロロアセトニトリル				1				1				1	
14	抱水クロラール				1				1				1	
15	農薬類(注)		2		2		1		1		1		1	
16	残留塩素				1				1				1	
20	1,1,1-トリクロロエタン		1				1				1			
21	メチルセブチルエーテル		1				1				1			
23	臭気強度(TON)				1				1				1	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1				1				1			
19	遊離炭酸				1				1				1	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		1		1		1		1		1		1	
24	蒸発残留物				1				1				1	
18	マンガン及びその化合物		1		1		1		1		1		1	
30	アルミニウム及びその化合物		1		1				1				1	
25	濁度		1		1		1		1		1		1	
26	pH値		1		1		1		1		1		1	
27	腐食性(ランゲリア指数)				1				1				1	
28	従属栄養細菌				1				1				1	

その他の項目

検 査 項 目	理 由	検査回数(回/年)											
		坂根浄水場				吉永浄水場				三国東部浄水場			
		原	水	給	水	原	水	給	水	原	水	給	水
クリプトスפורジウム等	紫外線処理設備及び膜ろ過処理設備を導入済みであるが、汚染リスクに関する定量的なデータ収集のため	1				1				1			
指標菌 (大腸菌及び嫌気性芽胞菌)	汚染リスクに関する定量的なデータ収集のため	1				1				1			